

平成 18 年 5 月 15 日

ティールロジコム株式会社
代表取締役社長 鎌田正彦

内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 15 日の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を下記のとおり決定いたしました。

記

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に係る規程の整備ならびに取締役・従業員が法令および定款に遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- (2) 委員長を担当取締役とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的を開催する。その担当事務局を総務部総務課に置く。
- (3) コンプライアンス担当事務局は、全社の取り組み状況を統括し、取締役・従業員に対する教育、研修を行うものとする。また、その結果については、定期的に取り締り役会および監査役会に報告することとする。
- (4) 重要な非通常の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との取引等については、取締役会の決議を要するものとする。
- (5) 代表取締役等は、コンプライアンス、適切なリスク管理体制確立のための取り組みの状況(内部通報の状況を含む。)につき、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 稟議事項については、稟議規程にもとづき、また、その他の文書については文書取扱規程により保存・管理を行う。
- (2) 情報の管理・保全・活用については、情報セキュリティ管理規程の定めるところによる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に係る規程、マニュアルの整備を図る。
- (2) リスク管理に関する担当取締役を統括責任者として選任する。統括責任者は、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの選定・分類を行い、有事の際の対策を検討する。
- (3) 「リスク管理委員会」の事務局は経営企画室とし、定期的な委員会を開催するとともに、役員・従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を実施する。
- (4) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、経営企画室は、直ちに親会社にその内容を通報するほか、取締役社長を本部長とする必要な人員で組織する危機対策本部を設置し、その対応にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営方針およびその他経営に関する重要事項の決定と監督機能の強化など経営機能に限定し、業務執行は、執行役員に担当業務分野ごとに権限を委譲して、執行責任の明確化と経営の意思決定の迅速化を図る。
- (2) 執行役員等を中心とする経営会議を毎月 1 回開催し、事業戦略の方針、重要な業務の執行に関する事項などについて、経営方針の実務的観点から協議する。

5. 当社および子会社ならびに親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「SBS グループ行動憲章」を受け、当社および子会社は、業務の適正化のためコンプライアンス、リスク管理に関する規程および体制の整備を行い、役員・従業員への浸透を図る。
- (2) 子会社の管理にあたっては、子会社管理規程にもとづき、経営企画室が統括するものとする。
- (3) 当社とグループ会社を含めた適正な財務報告作成のため、グループ間取引の適正を図るための必要な措置をとる。
- (4) 当社コンプライアンス行動規範の子会社における取組み状況について、当社コンプライアンス担当者は定期的に報告を受け、改善、指導、教育にあたる。
- (5) 公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、従業員に対してその周知を図ることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、職務を補助すべき使用人を置くことができるものとする。その人事に関する事項については、取締役は、監査役の意見を聞き、それを可能な限り尊重するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告するものとする。
- (2) 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。
- (3) 監査役は、必要に応じ重要な会議に出席できることとする。また、業務に差しさわりのない限り、各種会議の議事録、その他の文書を閲覧することができることとする。
- (4) 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けることとする。

8. 監査役が実効的に行われることを確保する体制

監査役会は、取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換する会議を開催する。

以上